

無戸籍の方へ

～一人で悩まないで、まずにご相談を～

戸籍とは？

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

令和5年11月現在、少なくとも775人の方について戸籍が作られていないことが把握されています。無戸籍となった理由は様々ですが、「離婚後300日以内に生まれた子は、元夫の子として戸籍に記載される」という民法の規定が、無戸籍の主な原因の一つとされてきました。

令和6年4月1日から、この民法の規定が改正され、離婚後300日以内に生まれた子であっても、母親が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定されます。

また、法律上の父子関係を否定するための「嫡出否認の訴え」について、これまでの民法では「夫のみ」からしか提起できませんでしたが、「子及び母」も提起することができるようになります(*)。

(*) 改正法は、原則として、施行日（令和6年4月1日）以降に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた方やその母も、施行日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することができます。

法務局では、無戸籍者又はその関係者から、無戸籍となった事情をうかがった上で、どのような手続によって戸籍をつくることができるかについて一緒に考え、無戸籍状態の解消に向けた相談支援を行っています。

無戸籍でお悩みの方又は無戸籍の方をご存知の方はぜひご相談ください。相談は無料で、予約も不要です。

〈無戸籍に関する鹿児島地方法務局の相談窓口〉

戸籍課	電話	099-219-2105
霧島支局	電話	0995-45-0064
知覧支局	電話	0993-83-2208
川内支局	電話	0996-22-2300
鹿屋支局	電話	0994-43-6790
奄美支局	電話	0997-52-0376